

加賀市指定管理者制度に関する利用料金等の取扱い

1 個人の入館料・利用料の取扱いについて

(1) 個人の入館料・利用料の減免の取扱いについて

体力増進や文化及び芸術鑑賞に対する教養を高める見地から、無料及び減額になっており、「市」から「指定管理者」への入館料ならびに利用料の交付はしない。

ただし、市は管理者から提示された事業計画により、利用者の増加が見込まれ、管理運営費に影響する場合は、指定管理料を算定する際に判断する。

指定管理者は備え付けの台帳を作成し、翌月の 10 日までに市へ報告する。

ア	展観施設
	障がい者・ <u>高校生</u> 以下の利用料を無料とし、高齢者（一般利用）を半額とする（10 円未満切り捨て）。
イ	体育施設
	障がい者・ <u>中学生</u> 以下の利用料を無料とし、高齢者（一般利用）を半額とする（10 円未満切り捨て）。

(2) 個人利用回数券の取扱いについて

利用者が個人回数券で施設を利用した場合、回数券を購入した施設を利用しているものと想定し、個人利用回数券に関する精算をしないものとする。

(3) 体育施設の市民以外の利用料について

体育施設については、本市に住所を有しない者の利用料を、本市に住所を有する者の 2 倍とする。ただし、中学生以下については、高校生の金額とする。

2 団体利用料の取扱いについて

(1) 公共的団体の専用利用料の取扱い

公共的団体のうち、市長が認めた事業実施団体が利用した場合での利用料金を減免した場合は、市から指定管理者に利用料金を交付する。

この場合、指定管理者は、実施団体の利用許可書を添付し、翌月の 10 日までに市に申請するものとする。

(2) 市が主催事業の利用料の取扱い

市が主催した事業で使用した場合の利用料は、市から指定管理者に支払うものとする。

中学生以下の者が体育施設を専用利用する場合は、利用料金の設定がないため、「市」から「指定管理者」への利用料の交付はしない。

(3) 他の団体が市と共催で事業を実施した場合の利用料の取扱い

事業実施団体が市との事業を共催で実施し、市から事業に対し補助を受けている場合は、実施団体から指定管理者に利用料金を支払うものとする。

それ以外の事業については、市長は事業内容を確認のうえ判断する。

ただし、名義貸し等については、事業実施団体が指定管理者に直接支払うものとする。

(4) 指定管理者が直接使用、または主催事業を行なった場合の利用料の取扱い

指定管理者は適正な参加料などを設定し、運営するものとする。

利用人数を把握するため指定管理者は、備付けの台帳を作成し、翌月の 10 日までに市へ報告する。

スポーツの日、文化の日は一般開放日のため、利用料は交付しない。

(5) 体育施設の市外団体の専用利用について

本市に住所を有しない団体の専用利用については、本市に住所を有する団体の 2 倍とする。

3 その他

(1) スポーツの日及び文化の日の一般開放日の利用料の取扱い

市民の体力増進や文化及び芸術鑑賞を目的に一般開放日としているので、利用料は徴収しないものとし、交付もしないものとする。